

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法（※注）	
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） (免許法第9条の3Ⅲ①)	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 (免許状更新講習規則第9条I①)	国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地教行法第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、執行することとされた地方公共団体の当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条I②）		任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条I③）		任命権者又は雇用者の証明
その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条I④）		その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内定者・ 教員採用内定者に準ずる者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定者の証明	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条II①）	任用又は雇用していた者の証明	
	認定こども園及び認可保育所の保育士 (免許状更新講習規則第9条II②)	当該施設の長の証明	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 (免許状更新講習規則第9条II②)	当該施設の設置者の証明	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト登載者等）（免許状更新講習規則第9条II③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）